

別紙6 水質分析業務に関する要領

1. 概要

本業務は、「下水道法」及び「水質汚濁防止法」等に定める規制項目等を測定すること。

2. 測定項目等

本業務の試料採取場所並びに測定項目、検体数及び測定頻度（以下「測定項目等」という）は次のとおりである。関係法令等の改正及び大阪府流域下水道水質試験実施要領改訂があった場合はこれによること。

測定項目等	別表－1 参照
-------	---------

3. 測定方法と定量下限値及び検出下限値

測定方法、定量下限値、及び検出下限値については、大阪府流域下水道水質試験実施要領を参考とすること。関係法令の改正等により測定方法が変更された場合は、これによること。

4. 採取時の留意点

受注者は採取及び測定時について、気象条件及び運転状況等に留意すること。

5. 異常値の取扱い

受注者は測定後、法令等基準値の超過等異常値とみられる測定値があれば、迅速に報告すること。なお、測定値に対して疑義が生じた場合は、受注者の責において根拠資料の確認、再測定等実施すること。

6. 測定結果報告

- 1) 受注者は測定毎、速やかに(1)～(3)の測定結果報告書を提出すること。
 - (1) 計量証明書等（計量証明事業者の発行するもの）
 - (2) 年間測定結果一覧表（測定結果と規制値が明記された表。測定毎に追記すること）
 - (3) その他発注者が指示するもの
- 2) 法令等及び測定方法により証明内容に付随するものについても提出の対象とする。

7. 業務報告書

- 1) 受注者は年度毎に、下記の内容を含む業務報告書を1部提出すること。
 - (1) 計量証明書等の電子データ（PDF 形式）
 - (2) 年間測定結果一覧表（最終版）及びその電子データ（Excel 形式）
 - (3) その他発注者が指示するもの
- 2) 電子データについては、書換え不可能な記録媒体（CD-R 又はDVD-R）に納めるものとする。

8. その他

本要領に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

別表-1 測定項目と検体数、測定頻度

測定項目と検体数、測定頻度					
番号	分析項目	今池水みらいセンター			
		流入水			放流水
	測定頻度	今井戸 流入水	西除 流入水	堺 流入水	No.2 放流口
	分析項目				
1	水温	○	○	○	□
2	透視度	○	○	○	□
3	色相	○	○	○	□
4	臭気	○	○	○	□
5	pH	○	○	○	□
6	導電率	○	○	○	□
7	蒸発残留物	○	○	○	□
8	強熱残留物・強熱減量	○	○	○	□
9	浮遊物質(SS)・溶解性物質	○	○	○	□
10	溶存酸素	○	○	○	□
11	生物化学的酸素要求量(BOD)	○	○	○	□
12	化学的酸素要求量(COD)	○	○	○	□
13	全窒素(T-N)・有機性窒素	○	○	○	□
14	アンモニア性窒素(NH ₄ -N)	○	○	○	□
15	亜硝酸性窒素(NO ₂ -N)	○	○	○	□
16	硝酸性窒素(NO ₃ -N)	○	○	○	□
17	全磷(T-P)	○	○	○	□
18	りん酸態りん	○	○	○	□
19	塩化物イオン	○	○	○	□
20	よう素消費量	○	○	○	□
21	ノルマルヘキサン抽出物質	○	○	○	□
22	フェノール類	○	○	○	○
23	シアン化合物	○	○	○	○
24	アルキル水銀化合物	○	○	○	□
25	有機燐化合物	▼	▼	▼	▼
26	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○
27	鉛及びその化合物	○	○	○	□
28	ポリ塩化ビフェニル	▼	▼	▼	▼
29	六価クロム化合物	○	○	○	□
30	砒素及びその化合物	○	○	○	□
31	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	○	○	○	□
32	クロム及びその化合物	○	○	○	□
33	銅及びその化合物	○	○	○	□
34	亜鉛及びその化合物	○	○	○	□
35	鉄及びその化合物(溶解性)	○	○	○	□
36	マンガン及びその化合物(溶解性)	○	○	○	□
37	ふっ素及びその化合物	○	○	○	□
38	ほう素及びその化合物	○	○	○	□
39	セレン及びその化合物	○	○	○	□
40	揮発性有機化合物(11項目) ※1	○	○	○	□
41	チウラム	▼	▼	▼	▼
42	シマジン	▼	▼	▼	▼
43	チオベンカルブ	▼	▼	▼	▼
42	1,4-ジオキサン	○	○	○	□
43	大腸菌群数	○	○	○	□
44	残留塩素	○	○	○	□
	○: 1回/月				
	□: 2回/月				
	▼: 4回/年				
	※: トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン				

別紙 7 環境分析業務に関する要領

1. 概要

本業務の概要は次のとおりである。

(1) 排ガス測定・消化ガス測定

焼却炉設備等における「大気汚染防止法」、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」、及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める規制項目等を測定すること。

(2) 臭気測定

「悪臭防止法」に定める規制項目等を測定すること。

(3) 水のダイオキシン類等測定

放流水等について「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める規制項目等を測定すること。

(4) 産業廃棄物等試験

焼却灰等の産業廃棄物等について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「大阪湾広域臨海環境整備センターでの産業廃棄物受入基準」に定める規制基準項目等を測定すること。

(5) 作業環境測定

「労働安全衛生法」及び「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（厚生労働省労働基準局）に基づき、焼却施設での作業環境の測定すること。

2. 測定項目等

本業務の試料採取（測定）場所並びに測定項目、検体数及び測定条件（以下「測定項目等」という）は次のとおりである。関係法令改正及び大阪府流域下水道水質試験実施要領改訂があった場合はこれによること。

	測定項目等
排ガス測定・消化ガス測定	別表－2 参照
臭気測定	別表－3 参照
水のダイオキシン類等測定	別表－4 参照
産業廃棄物等試験	別表－5 参照
作業環境測定	別表－6 参照

3. 測定方法及び定量下限値

測定方法及び定量下限値については、大阪府流域下水道水質試験実施要領を参考とすること。関係法令の改正等により測定方法が変更された場合は、これによること。

4. 採取及び測定の留意点

臭気測定について、7～9月に行うこと。

5. 異常値の取扱い

受注者は測定後、法令等基準値の超過等の異常値とみられる測定値があれば、迅速に報告すること。なお、測定値に対して疑義が生じた場合は、受注者の責において根拠資料の確認、再測定等実施すること。

6. 測定結果報告

- 1) 受注者は測定毎、速やかに(1)～(3)の測定結果報告書を提出すること。
 - (1) 計量証明書等（計量証明事業者の発行するもの、ダイオキシン類の測定にあつては、認定特定計量証明事業者の発行するもの）
 - (2) 年間測定結果一覧表（測定結果と規制値が明記された表。測定毎に追記すること）
 - (3) その他発注者が指示するもの
- 2) 法令及び測定方法により証明内容に付随するものについても提出の対象とする。

7. 業務報告書

- 1) 受注者は年度毎に、下記の内容を含む業務報告書を発注者に1部提出すること。
 - (1) 計量証明書等の電子データ（PDF形式）
 - (2) 年間測定結果一覧表（最終版）及びその電子データ（Excel形式）
 - (3) その他発注者が指示するもの
- 2) 電子データについては、書換え不可能な記録媒体（CD-R又はDVD-R）に納めるものとする。

8. その他

本要領に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

別表-2 排ガス測定・消化ガス測定

																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					</
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	----

別表-3 水のダイオキシン類等測定

			○: 1回/年	
水みらいセンター名		今池水みらいセンター		
測定場所		放流水		
測定項目				
ダイオキシン類(水温、pH, SSを含む。)		○		

[illegible]

		✕:1回／6ヶ月	○:1回／年	▲:1回／5年
水みらいセンター名		今池水みらいセンター		
試料名		1号炉～3号炉		
		炉周辺 (灰搬出用防塵室)	炉内	空気予熱器など 作業環境場所
ダイオキシン類 ※		▲	▲	▲
総粉じん 検体数	A測定	✕	○	○
	B測定	✕	○	○
		粉じん、ガス状物質及び微細粒子の併行測定を含む。		
※測定箇所、測定回数は廃棄物焼却施設内作業における暴露防止対策要綱に基づく				

									O：1回／年
									☆：1回／3年
管理センター名			今池管理センター						
機場名			今池水みらいセンター						
試料名			脱水 ケーキ	焼却灰	抜取珪砂	下水沈砂	雨水沈砂 今井戸系	雨水沈砂 西除系	雨水しざ
				1号炉、2号炉、3号炉	1号炉、2号炉、3号炉				
測定項目				※3	※3	※3	※3	※3	※4
性状試験	1	熱しゃく減量	○	○	○	○	○	○	☆
	2	含水率	○	○	○	○	○	○	☆
	3	油分（ノルマルヘキササン抽出物質）	○	○		○	○	○	
	4	比重	○	○	○	○	○	○	☆
含有試験（廃棄物処理法等に基づく分析）	1	アルキル水銀化合物	○	○					
	2	水銀又はその化合物	○	○	○				☆
	3	カドミウム又はその化合物	○	○					
	4	鉛又はその化合物	○	○					
	5	有機燐化合物	○	○					
	6	六価クロム化合物	○	○					
	7	砒素又はその化合物	○	○					
	8	シアン化合物	○	○					
	9	ポリ塩化ビフェニル	○	○					
	10	セレン又はその化合物	○	○					
	11	発熱量	○						
	12	組成分析（8項目） ※1	○	○					
	13	ニッケル又はその化合物	○						
	14	ダイオキシソ類	○	○	○				
	15	元素分析（C、H、N、O）	○						
	16	硫黄	○						
	17	塩化物	○						
溶出試験（廃棄物処理法等に基づく分析）	1	溶出試料液作成	○	○	○				☆
	2	アルキル水銀化合物	○	○	○				
	3	水銀又はその化合物	○	○	○				☆
	4	カドミウム又はその化合物	○	○	○				☆
	5	鉛又はその化合物	○	○	○				☆
	6	有機燐化合物	○	○					
	7	六価クロム化合物	○	○	○				☆
	8	砒素又はその化合物	○	○	○				☆
	9	シアン化合物	○	○					
	10	ポリ塩化ビフェニル	○	○					
	11	揮発性有機化合物（11項目） ※2	○	○					
	12	チウラム	○						
	13	シマジン	○						
	14	チオベンカルブ	○						
	15	セレン又はその化合物	○	○	○				☆
	16	1，4－ジオキサン	○	○					
	17	pH	○	○	○				
溶出試験（土壌汚染対策法に基づく分析）	1	溶出試料液作成				○	○	○	
	2	アルキル水銀化合物				○	○	○	
	3	水銀及びその化合物				○	○	○	
	4	カドミウム及びその化合物				○	○	○	
	5	鉛及びその化合物				○	○	○	
	6	六価クロム化合物				○	○	○	
	7	砒素及びその化合物				○	○	○	
	8	シアン化合物				○	○	○	
	9	セレン及びその化合物				○	○	○	
	10	クロロエチレン				☆	☆	☆	
	11	pH				○	○	○	

※1：Al₂O₃、CaO、MgO、P₂O₅、K₂O、SiO₂、Fe₂O₃、Na₂O

※2：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2－ジクロロエタン、1・1－ジクロロエチレン、シス1・2－ジクロロエチレン、1・1・1－トリクロロエタン、1・1・2－トリクロロエタン、1・3－ジクロロプロペン、ベンゼン

※3：焼却灰・珪砂・沈砂の溶出試験・性状試験測定項目はフェニックス受入れの基準を満足するものとする。またフェニックスとの契約に支障がないように測定時期に決定すること。

※4：しざは処分受入業者の求める項目とする。

別紙8 日常における試験項目と頻度（参考）

(1) 水処理施設を管理するための試験・処理場からの放流水に係る河川試験・悪質下水及び不明水流入時の試験

項目	単位	流入水	放流水				河川 放流水の 上下流等	悪質下水	不明水	
			初沈入口	初沈出口	終沈出口	再利 用対 象水			雨水ポンプ場	その他
			1回/週以上の試験時混合採水実施							定常流入
水温	℃	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		◇
透視度	cm	○	◎	◎	◎	●	△	◇	□	◇
色相		○	◎	◎	◎	◎	△	◇	□	◇
臭気		○	◎	◎	◎	●	△	◇	□	◇
pH		○	◎	◎	◎	○	△	◇	□	◇
導電率	μS/cm	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	□	◇
蒸発残留物	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
強熱残留物	mg/L	■	■	■	■	■	△	◇		
強熱減量	mg/L	■	■	■	■	■	△	◇		
溶解性物質	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
浮遊物質(SS)	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	□	◇
DO	mg/L							◇		
BOD	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
C-BOD	mg/L				◎	◎		◇		
溶解性BOD	mg/L			◎						
COD	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		◇
全窒素	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
アンモニア性窒素	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇	□	◆◇
亜硝酸性窒素	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
硝酸性窒素	mg/L	○	◎	◎	◎	◎	△	◇		
全りん	mg/L	○	◎	◎	◎	○◆	△	◇		
りん酸態りん		■				■				
塩化物イオン	mg/L	□				■		◇		◇
ヨウ素消費量	mg/L	□				■		◇		◇
残留塩素	mg/L					◎(●)*	○	◇		◇
アルカリ度	mg/L			■	■			◇		
大腸菌群数(デシキョール酸培地法)	個/cm ³	■				■		◇		
外観						●				
色度	度					○				
濁度	度					○				
大腸菌群数(MF-エンドウ培地法)	CFU/100mL					□				
大腸菌	有無/100mL					□				
その他維持管理、調査に必要な項目		◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆	◆◆

※流入水については3幹線年間測定回数が均一となるようにすること。

*6~10月の間

(2) 生物反応槽を管理するための試験

項目	単位	生物反応槽			全槽試験 対象項目
		嫌気槽	無酸素槽	好気槽	
水温	°C			◎	
DO	mg/L	◇	◇	◎	
pH		◇	◇	◎	(2)
MLSS	mg/L			◎	◇
MLVSS	mg/L			◎	
SV				●	○
SVI				◎	○
全窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
アンモニア性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
亜硝酸性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
硝酸性窒素(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
全りん(溶解性)	mg/L	◇	◇	◇	□
全りん					○
リン酸りん(溶解性)					□
生物相(鏡検)				□	
その他維持管理、調査に必要な項目					

※返送汚泥はサンプリング時間に留意すること。

※代表池1池について、月1回以上全槽試験を行うこと。

●	毎日1回以上
◎	平日毎日1回以上
○	週1回以上(年末年始、大型連休時を除く)
②	週2回以上
■	月2回以上
□	月1回以上
△	年3回以上
◇	適時
◆	適時(簡易計測器・簡易試験キット)

※簡易計測器・簡易試験キットによる場合は、指定計測法との相関を把握しておくこと。

(3) 汚泥処理施設を管理するための試験

項目	単位	濃縮設備		消化槽		脱水設備		焼却設備	高分子	焼却灰	珪砂	沈砂
		供給汚泥	濃縮汚泥	消化汚泥	槽内水深別	供給汚泥	脱水ケーキ	投入ケーキ	溶液			屑(スラッジ)発生量
水温	°C	○	○	○	◇	○						
pH		○	○	○	◇	○						
含水率(濃度)	%	○	◎	○	◇	○	◎	◆	■	□	◆	◇
有機分	%	○	○	○		○	○			□		◇
無機分	%	○	○	○		○	○					
アルカリ度	mg/L	○	○	○		○						
ケルタール窒素	mg/L	□	□	□		□	□					
全りん	mg/L	□	□	□		■	□			□	◇	
溶解性りん	mg/L			□								
揮発性有機酸	mg/L			□								
繊維状物(100メッシュ)	%		□	□		□						
その他維持管理、調査に必要な項目												

※重力濃縮槽供給汚泥(初沈引抜汚泥)の窒素、りんは不要。

項目	単位	濃縮設備分離液	消化槽分離液	脱水ろ液	焼却排水	砂ろ過濃液	返流水
水温	°C	○	○	○	□	○	
pH		○	○	○	□	○	
蒸発残留物	mg/L	○	○	○		○	
強熱残留物	mg/L						
強熱減量	mg/L						
浮遊物質(SS)	mg/L	○	○	○	□	○	
溶解性物質	mg/L	○	○	○		○	
BOD	mg/L						
COD	mg/L						
全窒素	mg/L	□	□	□	□	□	
アンモニア性窒素	mg/L	□	□	□	□	□	
全りん	mg/L	□	□	■	□	□	■
アルカリ度	mg/L						
その他維持管理、調査に必要な項目							

項目	単位	消化ガス 処理前後
硫化水素(H ₂ S)	ppm	□

別紙 9 法定点検ほか業務

①クレーン施設保守点検業務

1. 遵守法令

労働安全衛生法第 41 条第 2 項及びクレーン等安全規則第 34 条・第 38 条・第 40 条

2. 目的

法令に基づく点検整備を実施し、性能検査を受検の上、これに合格させて検査証の有効期間を更新させる。

3. 対象箇所

	設置場所	形式	定格荷重	検査証 有効期限（予定）	製造者
1	管理棟 B1F	普通形天井 クレーン	主巻 16t 補巻 3.2t	令和 3 年11月12日	(株)関ヶ原 製作所
2	今井戸川系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	20t	令和 3 年11月6日	(株)関ヶ原 製作所
3	汚泥処理棟 3F脱水機室	クラブ式 天井クレーン	10t	令和 3 年11月13日	石川島クレーン(株)
4	今井戸系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	主巻 50t 補巻 10t	令和 3 年11月6日	高田機工(株)
5	西除系 雨水ポンプ場 1F	クラブトロリー式 天井クレーン	主巻 32t 補巻 8t	令和 3 年10月26日	(株)昭和起重機 製作所
6	砂ろ過棟 1F	テルハ	5t	令和 3 年10月26日	(株)ニッチ

4. 実施年度

	対象箇所	R5 年度	R7 年度	R9 年度	R11 年度
1	管理棟 B1F	○	○	○	○
2	今井戸川系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
3	汚泥処理棟 3F 脱水機室	○	○	○	○
4	今井戸系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
5	西除系雨水ポンプ場 1F	○	○	○	○
6	砂ろ過棟 1F	○	○	○	○
計		6	6	6	6

【○：点検対象】

5. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 荷重試験用のウェイトの運搬、搬入、設置、搬出
- 3) クレーン等の点検整備及び荷重試験（予備検査）
- 4) クレーン等の潤滑油等の消耗品の取替
- 5) クレーンの性能検査申請及び使用再開検査申請の手続き（検査料支払い等含む一切）
- 6) クレーンの性能検査の立会い及びクレーン運転操作
- 7) 報告書の作成

《点検整備等の対象及び内容》

- ①ランウェイ②ガーダ③横行レール④走行機械装置⑤巻き上げ機械装置⑥横行機械装置
- ⑦トロリフレーム⑧巻上下運転⑨横行走行運転⑩電気関係⑪絶縁抵抗測定⑫消耗品取替
- ⑬その他必要な項目

6. 履行条件等

- 1) 対象年度の 11 月の検査証有効期限から 2 ヶ月前までの間に性能検査が受験できるように実施
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水
- 4) その他：性能検査に関しては、1 日あたり複数台受験を行うこと。

②地下タンク設備点検業務

1. 遵守法令

消防法 14 条の 3 の 2 及び危険物の規制に関する規則第 62 条の 5 の 2 及び 3

2. 目的

法令に基づく漏れの点検を実施し、地下タンク及び配管の異常の有無を確認し、所定の様式にて報告を行うものである。

3. 対象箇所

	設置場所	許可年月日	タンク容量	前回点検実施日
1	本館管理棟 重油地下タンク及び配管	昭和 56 年 11 月 19 日	20kL	令和 2 年 8 月 21 日
2	今井戸系雨水ポンプ場 No. 1 重油地下タンク及び配管	平成 7 年 6 月 21 日	35kL	令和 2 年 8 月 21 日
3	今井戸系雨水ポンプ場 No. 2 重油地下タンク及び配管	平成 10 年 11 月 5 日	35kL	令和 2 年 8 月 21 日
4	西除系雨水ポンプ場 重油地下タンク及び配管	平成 18 年 4 月 11 日	30kL	令和元年 12 月 10 日
5	自家発棟 No. 1 重油地下タンク及び配管	平成 6 年 9 月 26 日	20kL	令和 2 年 8 月 19 日
6	自家発棟 No. 2 重油地下タンク及び配管	平成 6 年 9 月 26 日	20kL	令和 2 年 8 月 19 日
7	今井戸川系雨水ポンプ場 重油地下タンク及び配管	昭和 60 年 8 月 12 日	25kL	令和 2 年 8 月 21 日
8	2 号流動焼却炉棟 重油地下タンク及び配管	昭和 56 年 8 月 1 日	50KL	令和 2 年 8 月 19 日
9	3 号流動焼却炉棟 重油地下タンク及び配管	平成 19 年 9 月 28 日	30KL	平成 30 年 12 月 11 日

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟	○	○	○	○	○	○	○	○
2	今井戸系雨水ポンプ場 (No. 1)	○	○	○	○	○	○	○	○
3	今井戸系雨水ポンプ場 (No. 2)	○	○	○	○	○	○	○	○
4	西除系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
5	自家発棟 (No. 1)	○	○	○	○	○	○	○	○
6	自家発棟 (No. 2)	○	○	○	○	○	○	○	○
7	今井戸川系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
8	2 号流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
9	3 号流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
計		9	9	9	9	9	9	9	9

【○：点数対象】

5. 履行条件等

- 1) 実施時期：上記点検年度に点検を行うこと。
- 2) 他業務との調整：大型重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 注意事項：異常が認められた場合は、再度同様の方法で検査を行い最終的に異常が確認された場合は、異常個所を明確にし、異常発生時の調査報告書を提出すること。
- 4) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

6. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 点検用の機材搬入、設置、搬出
- 3) 気相部点検においては微加圧法または微減圧法で点検し、圧力値は2 kPa を標準、10kPa を上限とする。
- 4) 液相部については重油の抜取りを伴わない方法で、(財)全国危険物安全協会の性能評価を受けた点検方法・機器等により実施すること。
- 5) 報告書の作成

③特殊建築物定期点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第12条第2項

2. 目的

今池水みらいセンターの建築物について建築基準法による定期点検を実施するものである。

3. 対象箇所

今池水みらいセンター管理棟（11，343 m²） 1式（別紙図面参照）

4. 実施年度

令和6年度、令和9年度、令和12年度

5. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 建築物について法令に基づく検査及び損傷、腐食その他の劣化状況の点検
- 3) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 点検者は法第12条第2項に規定されているものとする。
- 2) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

④貯水槽設備保守点検業務

1. 遵守法令

大阪府小規模貯水槽水道衛生管理指導要領（水道法第 34 条の 2 簡易専用水道の管理内容に準ずる。）

2. 目的

今池水みらいセンターの「水道設備」について定期点検を実施するものとする。法令に準じ点検、清掃を実施し、飲料水の水質を良好に保つこと。

3. 対象箇所

	設置場所	形式・規格等	基数
1	本館管理棟 受水槽	有効容量 4.5m ³ 1.5m×2.0m×1.5m FRP 製	1
2	本館管理棟 高架水槽	有効容量 1.5m ³ 1.0m×1.0m×1.5m FRP 製	1
3	汚泥処理棟 受水槽	有効容量 3.4m ³ 1.5m×1.5m×1.5m FRP 製	1
4	汚泥処理棟 高架水槽	有効容量 1.5m ³ 1.0m×1.0m×1.5m FRP 製	1
5	第一水処理棟 受水槽	有効容量 3.0m ³ 1.56m×1.56m×1.56m FRP 製	1
6	第一水処理棟 高架水槽	有効容量 1.0m ³ 1.0m×1.0m×1.2m FRP 製	1
7	第二水処理棟 受水槽	有効容量 1.0m ³ 1.06m×1.06m×1.265m FRP 製	1

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
2	本館管理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
3	汚泥処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
4	汚泥処理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
5	第一水処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
6	第一水処理棟 高架水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
7	第二水処理棟 受水槽	○	○	○	○	○	○	○	○
計		7	7	7	7	7	7	7	7

【○：点数対象】

5. 実施内容（点検項目）

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 水槽基礎：亀裂・沈下等の有無、固定金具の劣化及び緩みの有無及び架台の腐食・たわみ・隙間の有無
- 3) 水槽本体：水槽内の清掃、水漏れ・腐食・損傷等の有無及び接合金具の腐食及び緩み等、マンホールの密閉状態
- 4) ボールタップ及び定水位弁：水漏れ・変形・劣化・損傷等の有無、作動状態
- 5) 水面制御装置及び警報装置：腐食・損傷等の有無、作動状態
- 6) 配管：変形・腐食・損傷等の有無
- 7) 水質検査：槽内水張り終了後、各棟給水栓の水の水質検査
①色度②濁度③臭気④味⑤残留塩素濃度
- 8) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 作業条件：作業者は、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は飲水の貯水槽の清掃に関する講習の課程を修了した者とする。
：作業前6ヶ月以内に消化器系伝染病等の健康診断を受検し異常のない者であること。なお、作業の前日及び当日に健康を害している者（下痢等の症状や外傷等のある者）は作業を行わないこと。
- 2) 清掃方法：厚生労働省告示第119号(H15.3.25)による
- 3) 他業務との調整：清掃作業のため断水が生じる場合は他業務との調整を図ること。
- 4) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

⑤エレベーター保守点検業務

1. 遵守法令

建築基準法第12条第4項

2. 目的

エレベーターの能力を常に発揮させるとともに、安全で良好な運転状態を維持させるため、法令に基づく年次点検（定期点検）、毎月の保守点検（フルメンテナンス）を行う。

3. 対象箇所

「エレベーター仕様一覧表」のとおり

4. 実施年度

	対象箇所	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
1	本館管理棟 A階段横	○	○	○	○	○	○	○	○
2	本館管理棟 C階段横	○	○	○	○	○	○	○	○
3	消化タンク棟	○	○	○	○	○	○	○	○
4	今井戸系雨水ポンプ場	○	○	○	○	○	○	○	○
5	流動焼却炉棟	○	○	○	○	○	○	○	○
6	汚泥処理棟	○	○	○	○	○	○	○	○
7	今池水みらい緑地	○	○	○	○	○	○	○	○
	計	7	7	7	7	7	7	7	7

【○：点数対象】

5. 実施内容

- 1) 作業計画書（年度毎）、工程表の作成（年度毎）
- 2) 機器の保守点検(毎月1回、または3月毎1回以上(リモート監視併用))
- 3) 異常箇所発見時、修理等の迅速な処置（フルメンテナンス）
- 4) 故障、事故、閉じ込め等発生時対応（24時間出勤体制を整え、要請があれば速やかにこれに対応する。）
- 5) 法令に基づく年次点検（定期点検）
- 6) 保守点検報告書及び定期検査成績書の作成
《点検、調整、補修等の対象及び内容》
 - ①かごの運転状態
 - ②機械室
 - ・機械室環境状況・受電盤、制御盤
 - ・電動機、巻上機・調速機
 - ・ブレーキ
 - ③かご関係
 - ・機械室環境状況・受電盤、制御盤
 - ・かご上環境状況・安全スイッチ
 - ・かご戸スイッチ・戸開閉機構
 - ・非常止め及リング機構
 - ④昇降路
 - ・ガイドレール・巻上ロープ、調速機ロープ
 - ・リミットスイッチ・つりあいおもり
 - ・昇降路、ピット環境状態・緩衝器
 - ⑤出入口関係
 - ・乗り場戸・乗り場戸インターロックスイッチ
 - ・乗り場ボタン、乗り場位置表示灯

⑥かご室

- ・かご戸・戸閉め安全装置
- ・かご内装・照明、ファン
- ・停電灯・連絡装置
- ・操作盤、かご内位置表示灯・床レベル

⑦付加装置

- ・停電時自動着床装置・地震時管制運転装置
- ・オートアナウンス装置・冠水時管制運転装置
- ・火災管制運転装置・リモート監視装置

⑧ブレーキ関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回／年保守点検時と同時点検可】

- ・ブレーキプランジャー電磁ソレノイドの抵抗値の測定
- ・ブレーキ作動電圧・電流の測定
- ・ブレーキスイッチ（ブレーキの解放を確認するスイッチ）の確認（※今池水みらい緑地のみ）
- ・ブレーキソレノイドの交換履歴の確認
- ・ブレーキパットの交換履歴の確認

⑨制御装置・ドア関係に関する重点点検項目（国住昇11号に準ずる点検）

【1回／年保守点検時と同時点検可】

- ・制御電源の回路電圧の測定
- ・ブレーキコイル励磁用接触器の接点の確認（※今池水みらい緑地は除く）
- ・ドアスイッチリレーの溶着確認
- ・乗り場戸スイッチの作動の状況
- ・床合せ補正装置の状況の確認（※今池水みらい緑地のみ）

6. 履行条件等

- 1) 作業条件：対象設備に精通した専門技術者であること。なお、定期点検においては、法で定める有資格者であること。
- 2) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

エレベーター仕様一覧表

別紙

設 置 箇 所	本館管理棟 A階段機	本館管理棟 C階段機	消化ポンク棟	今井戸系雨水ポンク場
用途形式	乗用 (P6-2S45) 車椅子仕様	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)
台 数	1台	1台	1台	1台
積 載 量	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)
速 度	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min
制御方法	交流可変周波数制御方式 (VVVF)	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	交流ギヤーードインバータ制御方式
運転方法	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式
停止箇所	7箇所	4箇所	5箇所、(2箇所通過)	4箇所
出入口方向	1方向	1方向	1方向	1方向
付加装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置 オートアナウンス装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	
昇降行程	34,100mm	17,000mm	27,800mm	13,800mm
かご内法	開口1,050mm×奥行1,150mm	開口1,400mm×奥行850mm	開口1,400mm×奥行850mm	開口1,400mm×奥行850mm
出入口	有効開800mm×高さ2,000mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm
戸開閉方法	2枚戸、片開き (電動式)	2枚戸、中央開き (電動式)	2枚戸、中央開き (電動式)	2枚戸、中央開き (電動式)
電動機容量	3.7kW	3.7kW	4.5kW	2.7kW
動力	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz
電灯及び制御	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz
機器番号	5581612 LB01	5581612 LB02	5581726	BG04217
メーカー	(株) 東 芝	(株) 東 芝	(株) 東 芝	(株) 東 芝
設 置 箇 所	流動席卸戸棟	汚泥処理棟	今池水みらい緑地	
用途形式	乗用 (P6-C045)	乗用 (P6-C045)	乗用 (P1-C045) 車椅子仕様 (機械室レス)	
台 数	1台	1台	1台	
積 載 量	450kg (定員6名)	450kg (定員6名)	750kg (定員11名)	
速 度	4.5m/min	4.5m/min	4.5m/min	
制御方法	可変電圧可変周波数制御方式 (VVVF)	交流インバータ制御方式	可変電圧可変周波数制御方式	
運転方法	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合、全自動式	(方向性) 乗合全自動方式	
停止箇所	5箇所	6箇所	2箇所	
出入口方向	1方向	1方向	1方向	
付加装置	停電時自動着床装置 地震時管制運転装置	地震時管制運転装置	停電時自動着床装置 洪水時管制運転装置 オートアナウンス装置	地震時管制運転装置 火災管制運転装置 リモート監視装置
昇降行程	23,700mm	23,450mm	8,700mm	
かご内法	開口1,400mm×奥行850mm	開口1,400mm×奥行850mm	開口1,400mm×奥行1,350mm	
出入口	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開800mm×高さ2,100mm	有効開900mm×高さ2,100mm	
戸開閉方法	2枚戸、中央開き (電動式)	2枚戸、中央開き (電動式)	2枚両開き戸	
電動機容量	2.7kW	2.7kW	3.5kW	
動力	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	3相3線 AC200V 60Hz	
電灯及び制御	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	AC100V 60Hz	
機器番号	BG05083	0-21131	E4367A	
メーカー	(株) 東 芝	(株) 東芝エレベーター	三精輸送機 (株)	

⑥脱臭用吸着剤取替業務

1. 目的

脱臭設備の機能維持を目的として、活性炭の取替を実施する

2. 対象箇所

	設置場所	形式	仕 様 詳細は 4 活性炭仕様による)	数量 (kg)
1	2号流動焼却炉棟	カートリッジ式 (酸性3個, 中性6個, アルカリ性3個)	円柱状ペレット活性炭【酸性】	573
			円柱状ペレット活性炭【中性】	1,152
			円柱状ペレット活性炭【アルカリ性】	717
2	3号流動焼却炉棟	カートリッジ式 (酸性6個, 中性6個)	円柱状ペレット活性炭(ヤシガラ)【酸性】	1,273
			円柱状ペレット活性炭(ヤシガラ)【中性】	1,448
3	汚泥処理棟	カートリッジ式 (酸性3個, 中性3個)	粒状活性炭(ヤシガラ破碎炭)【酸性】	791
			粒状活性炭(ヤシガラ破碎炭)【中性】	796
4	機械濃縮棟 (ベルト濃縮)	カートリッジ式 (酸性1個, 中性1個)	粒状活性炭(ヤシガラ破碎炭)【酸性】	285
			粒状活性炭(ヤシガラ破碎炭)【中性】	268
5	沈砂池	角型立置式	粒状活性炭(ヤシガラ破碎炭)【中性】	2,730

3. 活性炭仕様(試験方法は JIS-K1474による)

1) 2号流動焼却炉棟

	【酸性】	【中性】	【アルカリ性】
形 状	円柱状ペレット活性炭	円柱状ペレット活性炭	円柱状ペレット活性炭
粒 度	4～8メッシュ、95%以上	4～8メッシュ、94%以上	4～8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	400～550kg/m ³	400～550kg/m ³	550～660kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm 8%以上	—	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm 4%以上	—
アンモニア吸着力	—	—	5ppm 7%以上

2) 3号流動焼却炉棟

	【酸性】	【中性】
形 状	円柱状ペレット活性炭 (ヤシガラ)	円柱状ペレット活性炭 (ヤシガラ)
粒 度	4～6メッシュ、95%以上	4～6メッシュ、95%以上
充 填 密 度	390～435kg/m ³	460～520kg/m ³
硬 さ	95%以上	95%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm24%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

3) 汚泥処理棟

	【酸性】	【中性】
形 状	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)
粒 度	4～8メッシュ、95%以上	4～8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	450～550kg/m ³	450～550kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm18%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

4) 機械濃縮棟（ベルト濃縮）

	【酸性】	【中性】
形 状	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)	粒状活性炭 (ヤシガラ破砕炭)
粒 度	4～8メッシュ、95%以上	4～8メッシュ、95%以上
充 填 密 度	450～550kg/m ³	450～550kg/m ³
硬 さ	90%以上	90%以上
乾 燥 減 量	5%以下	5%以下
硫化水素吸着力	5ppm18%以上	—
硫化メチル吸着力	—	5ppm4%以上

5) 沈砂池

	【中性】
形 状	粒状活性炭（ヤシガラ破碎炭）
粒 度	4～8メッシュ、90％以上
充 填 密 度	400～550kg／m ³
硬 さ	90％以上
乾 燥 減 量	5％以下
ベンゼン吸着力	30％以上

5. 実施年度

	対象箇所	R5年度	R7年度	R9年度	R10年度
1	2号流動焼却炉棟	—	○	—	—
2	3号流動焼却炉棟	—	○	—	—
3	汚泥処理棟	○	—	—	○
4	機械濃縮棟（ベルト濃縮）	○	—	—	○
5	沈砂池	—	—	○	—
計		2	2	1	2

【○：取替対象／—：取替対象外】

6. 実施内容

- 1) 作業計画書、工程表の作成
- 2) 活性炭の納入
- 3) 活性炭の取り出し、充填作業
- 4) 取り出した活性炭は適正な処理を行うものとする
- 5) 計量証明書、品質分析結果表等必要書類の提出及び報告書の作成

7. 履行条件等

- 1) 注意事項：取り出しは吸引車及びクレーン付トラックにて抜き取り可能
- 2) 他業務との調整：重機等の使用に伴い、薬品等の納入、他業務との競合等を十分勘案し工程を調整
- 3) 支給品等：【支給】作業用電源、作業用水

⑦消防設備点検業務

1. 遵守法令

消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6

2. 目的

今池水みらいセンターに設置されている消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び誘導灯設備等について、機器点検、総合点検及び試験・調整等一切を行うものである。

3. 対象箇所

「点検対象設備一覧表」及び「機能点検対象消火器一覧表」のとおり

4. 実施年度

毎年度各2回(8月、2月を予定)とし、実施時期については発注者と十分な打合せを行い、発注者の定めた期間内に完了すること。

5. 実施内容

- 1) 点検の結果、不良箇所が発見された場合は、速やかに発注者に報告し、協議の上、措置すること。
- 2) 誘導灯(蛍光灯)取替等の軽微な修繕作業は本業務に含むものとする。なお、交換用管球類については、本府の支給とする。
- 3) 加圧式消火器については、放射能力点検後、薬剤等の詰替えを規定通り行うものとする。なお、薬剤等の詰替えに代えて消火器本体を取替えることも可とする。
蓄圧式消火器については、機能点検(放射能力点検含む)後は消火器本体を取替えるものとする。
- 4) 電気系統のある設備については、総合点検時に絶縁抵抗測定等の配線点検を実施すること。
- 5) 点検により生じた取替部品や詰替えに際し発生する薬剤等については、センター内指定場所に移動すること。
- 6) 点検結果報告書(写真集含む)は、点検が1回完了する毎に提出するものとする。提出部数は、8月分2部、2月分2部とする。

6. 履行条件等

- 1) 本業務に使用する工具、検査器具等は全て受注者において準備すること。ただし、作業用電源、作業用水については発注者より支給するので使用条件について、予め協議すること。
- 2) 作業中は管理技術者を常駐させ、業務を円滑迅速に処理すること。
- 3) 作業員は、点検実施中、名札等を着用すること。また、管理技術者は常に腕章等をつけ、現場の責任者であることを明らかにすること。なお、点検を行おうとする際は、事前に発注者から作業員名簿と名札等に基づき、届出をされた作業員であることの確認を受けること。

- 4) 本業務において施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

点検対象設備一覧表

No.1

区 分	分類	単位	数量													
			本館管理棟	第1水処理棟	第2水処理棟	電磁流量計室	第二水処理棟	送風機棟	第3水処理棟	汚泥処理棟	算盤消化槽 弁操作室	ガス コンプレッサー室	ボイラー棟	今井戸川系 雨水ポンプ場	濃縮タンク棟	消化タンク棟
消火器	粉末消火器 加圧式	10型	本 65	19	4			9		43	1					1
		内機能点検対象	本 8	2				1		4						
		内放射点検対象	本 8	2				1		3						
		20型	本													
	" 車載式(加圧式)	内放射点検対象	本													
		50型	本	1	5			1								
		内機能点検対象	本													
		内放射点検対象	本		1											
	" 車載式(加圧式)	100型	本 6													
		内機能点検対象	本													
	" 蓄圧式	内放射点検対象	本 1													
		4型	本 1										2			
		10型	本 16	3	2	2	1	4	5	10	6	1	6	9	8	16
屋内消火栓設備 又は屋外消火栓設備	加圧送水装置	(設備概要)	組 1	1						1						
		—	5.5kW	11kW						7.5kW						
	制御盤(旧操作盤)		面 1	1						1						
			組 8	3						7						
	起動用スイッチ		個 8	3						7						
			灯 8	3						7						
	表示灯		組 5	3						7						
			組 1	1						1						
	音響装置		組 1	1												
			組 1	1												
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)		組 1	1												
			組 1	1												
自動火災 報知設備	受信機 P型1級	10回線(6回線使用)	面	1	1					1						
		10回線(9回線使用)	面											1		
		20回線(13回線使用)	面		1											
		20回線(17回線使用)	面													
		50回線(33回線使用)	面							1						
		50回線(39回線使用)	面													
		220回線(122回線使用)	面	1												
		10回線(7回線使用)	面													
	副受信機		個 10									1			3	
		差動式分布型感知器	個 113	74						201	62				6	
		定温式スポット型感知器	個 20	5					2	8			1		2	
		定温式スポット型感知器(防爆形)	個					2		16						
	煙感知器		個 160	43	18	1	3	45	13	28	2		17	3	3	25
		P型1級発信機	個 11	7	15	2	2	6	23	12	4	1	1	6	5	2
		表示灯	灯 11	7	15	2	2	6	23	12	4	1	1	6	5	2
		音響装置	個 15	7	26	2	2	6	23	14	4	1	4	6	5	2
		常用電源	組 1	1						1				1		
		予備電源(受信機のみ)	組 1	1						1				1		
		誘導灯(B級)	灯		1			5	50	8						
		誘導灯(C級)	灯 72	51	81	3	6	13	5	17	8		1	9	17	11
誘導灯及び 誘導標識	誘導標識		枚 14													
	制御盤	7回線	面 1													
		6回線	面							1						
	ダンパー	FD以外	個							8						
		FD	個										4			
	排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	排煙口	個 4													
		防火戸	枚 4							5						
		手動式シャッター	枚 2													
		自然排煙口	組		3					2						
連結散水設備	排煙装置	モーターエンジン駆動	台 4													
		起動盤	面 4													
	ヘッド		個		6											
配線	送水口		組		2											
			式	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

区 分	分類		単位	数量											合計	備考
				雨水ポンプ 今井戸系 場	特高棟	自家発電棟	2号流動焼却炉棟	砂ろ過棟	雨水ポンプ 西除系 場	3号流動焼却炉棟	機械濃縮棟	開閉所棟	管廊	屋外		
消火器	粉末消火器 加圧式	10型	本	2			1								145	
		内機能点検対象	本												15	
		内放射点検対象	本												14	
		20型	本	1											1	
	〃 車載式(加圧式)	内放射点検対象	本	1											1	
		50型	本												7	
		内機能点検対象	本												0	
		内放射点検対象	本												1	
	〃 車載式(加圧式)	100型	本												6	
		内機能点検対象	本												0	
内放射点検対象		本												1		
4型		本												3		
〃 蓄圧式	10型	本	36	6	13	23	13	23	21	8				232		
	20型	本	3	2										7		
	50型	本	6	2	3	4		3	2					23		
屋内消火栓設備 又は屋外消火栓設備	加圧送水装置	組	1												4	
	(設備概要)	-	7.5kW													
	制御盤(旧操作盤)	面	1												4	
	消火栓	組	4						3				3	28		
	起動用スイッチ	個	4						3					25		
	表示灯	灯	4						3					25		
	音響装置	組	4						3					22		
	水源(貯水槽、給水装置、バルブ類等)	組	1											4		
	呼水装置	組	1											1		
	放水試験	式	1										3	7	後期のみ	
自動火災 報知設備	受信機 P型1級	10回線(6回線使用)	面				1								1	
		10回線(9回線使用)	面												1	
		20回線(13回線使用)	面												1	
		20回線(17回線使用)	面						1						1	
		50回線(33回線使用)	面												1	
		50回線(39回線使用)	面	1											1	
		220回線(122回線使用)	面												1	
		10回線(7回線使用)	面					1							1	
	副受信機	差動式分布型感知器	個	11					10						35	
		差動式スポット型感知器	個												456	
		定温式スポット型感知器	個	3		16		14							71	
		定温式スポット型感知器(防爆形)	個						2						20	
	煙感知器		個	60	19	15	39	26	44	49	5				618	管理棟防火戸5台 防火シャッター2台 汚泥棟防火戸、ダンパー6台分含む
		P型1級発信機	個	19	3	4	5	4	9	5	2				148	
		表示灯	灯	19	3	4	5	4	9	5	2				148	
		音響装置	個	23	3	4	6	7	10	5	2				177	
常用電源		組	1			1		1						7		
予備電源(受信機のみ)		組	1			1		1						7		
誘導灯(B級)		灯	1				3		18	7		9		102		
誘導灯(C級)		灯	84	9	12	20	10	44	17	8	1	59		558		
誘導灯及び 誘導標識	誘導標識	枚				12								26		
	排煙設備 (防火戸、防火ダンパー等を含む)	7回線	面												1	
		6回線	面												1	
		FD以外	個												8	
		FD	個												4	
		排煙口	個												4	
		防火戸	枚												9	
		ドア式S型	枚												2	
		手動式シャッター	組												5	
	自然排煙口	枚														
排煙装置	モーターエンジン駆動	台											4	7.5kW		
起動盤	面												4	スターデルタ式		
連結散水設備	ヘッド	個												6		
	送水口	組												2		
配線	絶縁抵抗測定及び配線点検		式	1	1	1	1	1	1	1	1	1		23		

[illegible]

[illegible]

	設置建屋	設置階	設置場所	製造番号	製造会社	形式	製造年	消 第	管理番号	備品番号	消火器種類	H19 07	H20 08	H21 09	H22 10	H23 11	H24 12	H25 13	H26 14	H27 15	H28 16	H29 17	H30 18	H31 19	R2 20	R3 21	R4 22	R5 23	R6 24	R7 25	R8 26	R9 27	R10 28	R11 29	R12 30	R13 31	R14 32	R15 33	R16 34	R17 35	
												△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	△ 機能 ○ 放射	
157	汚泥処理棟(1)	1F	濃縮槽(東)	218532	ヤマト	10型	2014	3-14	汚1-7	添圧				△																											
158	汚泥処理棟(1)	1F	脱水機	81955	丸山	10型	2010	3-14		加圧				更新																											
159	汚泥処理棟(1)	1F	受水ホール	246429	ミヤタ	10型	2012	3-14		加圧																															
160	汚泥処理棟(1)	1F	集塵貯留庫	0237253K	モリサダ	10型	2018	29-7	汚1-10	3-176	加圧		△																												
161	汚泥処理棟(1)	1F	脱臭機北側	0080271K	モリサダ	10型	2019	29-7	汚1-11	3-170	添圧		△																												
162	汚泥処理棟(1)	2F	脱臭室(西)	246395	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-1	3-173	加圧		○																												
163	汚泥処理棟(1)	2F	脱臭室(東)	246387	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-2	3-175	加圧				○																										
164	汚泥処理棟(1)	2F	集塵庫(北側)	H173033K	モリサダ	10型	2020	3-14	汚2-3	3-169	添圧		○																												
165	汚泥処理棟(1)	2F	脱臭室(南)	H173026K	モリサダ	10型	2020	3-14	汚2-4	3-177	添圧				○																										
166	汚泥処理棟(1)	2F	集塵庫(南)	246411	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-5	3-181	加圧		○																												
167	汚泥処理棟(1)	2F	集塵庫(東)	246415	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-6	3-178	加圧				○																										
168	汚泥処理棟(1)	2F	ファン室(南)	246405	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-7	3-196	加圧		△																												
169	汚泥処理棟(1)	2F	ホール	246424	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-8	3-197	加圧				○																										
170	汚泥処理棟(1)	2F	ファン室(北)	246421	ミヤタ	10型	2012	3-14	汚2-9	3-194	加圧		△																												
171	汚泥処理棟(1)	2F	集塵庫(北)	246393	ミヤタ																																				

										△ 機能 ○ 放射		△ 機能 ○ 放射		3(5)年以下 3(5)年を超え8(10)年以下のもの										8(10)年を超えるもの										△ 機能 ○ 放射							
	設置建屋	設置階	設置場所	製造番号	製造会社	形式	製造年	消 第		管理番号	備品番号	消火器 種類	H19 07	H20 08	H21 09	H22 10	H23 11	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
313	自家発電機	1F	電気室	659555K	モリタ宮田	10型	2019	29-7																																	
314	自家発電機	1F	自家発電室	542618	ヤマト	10型	2019	58-133-1						○		△																									
315	自家発電機	1F	自家発電室	659563K	モリタ宮田	10型	2019	29-7																																	
316	自家発電機	1F	自家発電室	554930	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
317	自家発電機	1F	自家発電室	542601	ヤマト	10型	2013	58-133-1					△																												
318	自家発電機	1F	自家発電室	558967	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
319	自家発電機	1F	自家発電室	564970	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
320	自家発電機	1F	自家発電室	542616	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
321	自家発電機	1F	自家発電室	08374	ハツタ	50型	2013	50-208					△	△																											
322	自家発電機	1F	自家発電室	08375	ハツタ	50型	2013	50-208																																	
323	自家発電機	1F	自家発電室	08417	ハツタ	50型	2013	50-208																																	
324	自家発電機	2F	ファンルーム	554927	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
325	自家発電機	2F	ファンルーム	558949	ヤマト	10型	2013	58-133-1						△																											
326	自家発電機	3F	チェンバー室	542629	ヤマト	10型	2013	58-133-1					○	○			○																								
327	2号流動焼却炉	B1F(RC)	EVホール	1173034K	モリタ宮田	10型	2013	3-14																																	
328	2号流動焼却炉	B1F(RC)	ケミ投入P室	1173035K	モリタ宮田	10型	2013	3-14																																	
329	2号流動焼却炉	B2F(RC)	EVホール	0659555H	モリタ宮田	10型	2019	29-7																																	
330	2号流動焼却炉	B2F(RC)	ボンブ室	0674505H	モリタ宮田	10型	2019	29-7																																	
331	2号流動焼却炉	1F(上部)	ヤマト1F上部	000884	ヤマト	50型	2013	50-208																																	
332	2号流動焼却炉	1F(上部)	1F上部	560675	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
333	2号流動焼却炉	1F(RC)	EVホール	560684	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
334	2号流動焼却炉	1F(RC)	機械室2	560701	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
335	2号流動焼却炉	1F(RC)	機械室2	571722	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
336	2号流動焼却炉	1F(RC)	ケミ投入P室	571694	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
337	2号流動焼却炉	1F(ヤマト)	I	438039	ヤマト	10型	2011	23-106					加圧		△			更新																							
338	2号流動焼却炉	1F(ヤマト)	I	542606	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
339	2号流動焼却炉	2F(RC)	EVホール	571718	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
340	2号流動焼却炉	2F(RC)	機械室3	560679	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
341	2号流動焼却炉	2F(RC)	空気圧縮機室	560692	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
342	2号流動焼却炉	2F(RC)	タタヘース	001033	ヤマト	50型	2013	62-7																																	
343	2号流動焼却炉	2F(RC)	タタヘース	000855	ヤマト	50型	2013	62-7																																	
344	2号流動焼却炉	2F(RC)	機械室3	560699	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
345	2号流動焼却炉	2F(ヤマト)	I	001031	ヤマト	50型	2013	50-208																																	
346	2号流動焼却炉	2F(ヤマト)	I	542578	ヤマト	10型	2013	58-133-1																																	
347	2号流動焼却炉	3F(RC)	EVホール	582969	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
348	2号流動焼却炉	3F(RC)	電気室	542579	ヤマト	10型	2013	3-14																																	
349	2号流動焼却炉	3F(RC)	廊下	542577	ヤマト	10型	2013	3-14											</																						

											△ 機能 ○ 放射		△ 機能 ○ 放射		3(5)年以下 3(5)年を超え8(10)年以下のもの		8(10)年を超えるもの		△ 機能 ○ 放射																					
設置建屋	設置階	設置場所	製造番号	製造会社	形式	製造年	消 第	管理番号	備品番号	消火器 種類	H19 07	H20 08	H21 09	H22 10	H23 11	H24 12	H25 13	H26 14	H27 15	H28 16	H29 17	H30 18	H31 19	R2 20	R3 21	R4 22	R5 23	R6 24	R7 25	R8 26	R9 27	R10 28	R11 29	R12 30	R13 31	R14 32	R15 33	R16 34	R17 35	
391	西除系雨水ポンプ場	屋外 地下タンク	029376	ヤマト	10型	2016	23-341			高圧				○					△	更新										更新										
392	西除系雨水ポンプ場	屋外 地下タンク	029377	ヤマト	10型	2016	23-341			高圧				○					△	更新										更新										
393	西除系雨水ポンプ場	屋外 地下タンク	029384	ヤマト	10型	2016	23-341			高圧				○					△	更新										更新										
394	3号流動焼却炉棟	1F 焼却炉	74597	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
395	3号流動焼却炉棟	1F 焼却炉	74484	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
396	3号流動焼却炉棟	1F 受入ホッパー室	74599	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
397	3号流動焼却炉棟	1F 受入ホッパー室	74668	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規					△				○	更新																			
398	3号流動焼却炉棟	1F 受入ホッパー室	74658	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
399	3号流動焼却炉棟	M2F 焼却炉	74661	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
400	3号流動焼却炉棟	M2F 焼却炉	543	ハツタ	50型	2018	消23-105			高圧	新規								△		更新																			
401	3号流動焼却炉棟	2F 機械棟	74712	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規					△					更新																			
402	3号流動焼却炉棟	2F 機械棟	74494	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規					△					更新																			
403	3号流動焼却炉棟	2F 機械棟	74659	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○	更新																			
404	3号流動焼却炉棟	2F 焼却炉	539	ハツタ	50型	2018	消23-105			高圧	新規									△	更新																			
405	3号流動焼却炉棟	2F 焼却炉	74655	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									△	更新																			
406	3号流動焼却炉棟	3F 機械棟通路	74650	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									△	更新																			
407	3号流動焼却炉棟	3F 機械棟通路	74713	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○	更新																			
408	3号流動焼却炉棟	3F 換気機械室	74648	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									△	更新																			
409	3号流動焼却炉棟	3F 焼却炉	74654	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○			更新																			
410	3号流動焼却炉棟	3F 焼却炉	74711	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○	更新																			
411	3号流動焼却炉棟	3F 焼却炉	74498	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							△			更新																			
412	3号流動焼却炉棟	3F 階段室	74500	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									△	更新																			
413	3号流動焼却炉棟	3F 機械室	74482	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							△			更新																			
414	3号流動焼却炉棟	3F 機械室	74671	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							△			更新																			
415	3号流動焼却炉棟	屋外 地下タンク前	74667	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○		更新																		
416	3号流動焼却炉棟	屋外 地下タンク前	74476	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○		更新																		
417	機械濃縮棟	B1F ポンプ室	74662	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○		△	更新																			
418	機械濃縮棟	B1F ポンプ室	74492	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規								○			更新																		
419	機械濃縮棟	B1F ポンプ室	74495	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									△	更新																			
420	機械濃縮棟	1F 換気機械室	74709	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規					○		△			更新																			
421	機械濃縮棟	1F 換気機械室	74656	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規									○	更新																			
422	機械濃縮棟	1F 機械室	74652	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							△			○	更新																		
423	機械濃縮棟	1F 機械室	74499	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規							○			△	更新																		
424	機械濃縮棟	2F 階段室	74480	ハツタ	10型	2018	消29-1			高圧	新規								△			更新																		

217	ボイラー棟	屋外	多段炉より	560252	ヤマト	10型	2013	3-14		3-180	高圧	
219	ボイラー棟	屋外	多段炉より	578036	ヤマト	10型	2013	3-14	焼1-5	3-171	高圧	

廃止	⇒管理棟B3F沈砂機械室へ		
廃止	⇒管理棟1F重気室へ		

⑧防災管理点検業務

1. 業務概要

消防法第 36 条第 1 項において準用する同法第 8 条の 2 の 2 第 1 項に基づく防災管理状況の点検及び報告の実施。

なお、所轄消防本部への報告書提出は発注者が行うが、提出時には同行すること。

- ・消防法施行規則第 51 条の 14 に基づく点検の実施
- ・「防災管理点検報告書」の作成

2. 点検資格者

消防法施行規則第 51 条の 12 第 3 項に定める防災管理点検資格者が点検を実施すること。また、資格を有することを証する免状等の写しを提出すること。

3. 提出書類

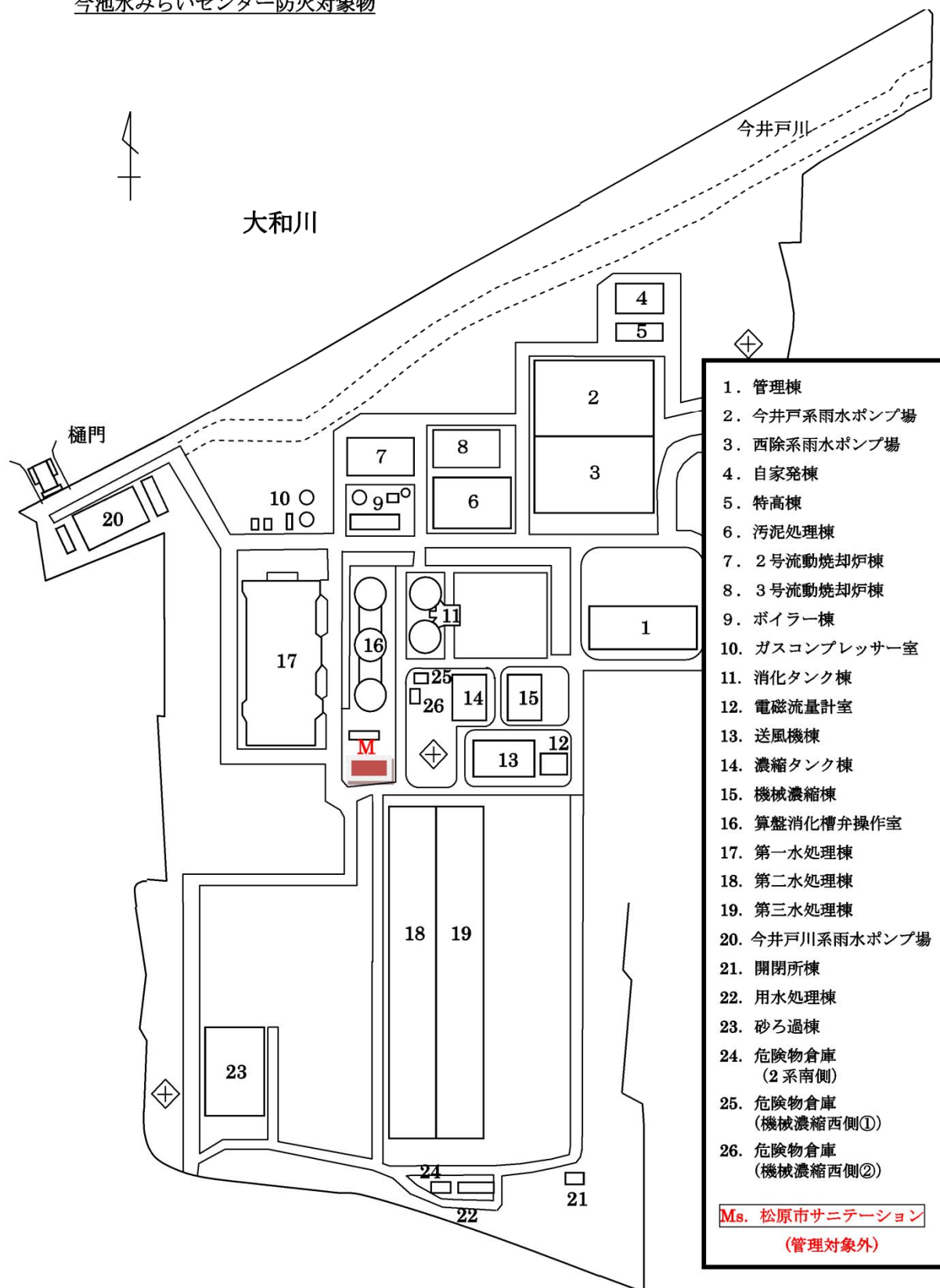
防災管理点検報告書（2 部）

4. 実施年度

毎年度

5. 対象箇所

次ページに示すとおり。



今池水みらいセンター防火対象物一覧（防災管理を要する防火対象物）

	建物名称	構造概要	建築面積	延床面積	用途	点検床面積
1	管理棟	地上3階地下4階	1,507.47	11,390.18	管理従事者常駐	11,390.18
2	今井戸系雨水ポンプ場	地上2階地下3階	2,187.93	8,991.46		8,991.46
3	西除系雨水ポンプ場	地上2階地下2階	2,461.48	4,460.22		4,460.22
4	自家発棟	地上3階地下1階	639.34	1,468.15		1,468.15
5	特高棟	地上2階地下1階	324.19	614.86		614.86
6	汚泥処理棟	地上4階地下1階	1,722.28	6,474.31	管理従事者常駐	6,474.31
7	2号焼却炉棟	地上3階地下2階	483.72	2,066.38		2,066.38
8	3号焼却炉棟	地上3階地下2階	591.82	1,602.17		1,602.17
9	ボイラー棟	地上1階地下1階	432.00	627.42	休止中	627.42
10	ガスコンプレッサー室	地上1階	104.16	104.16		104.16
11	消化タンク棟	地上7階地下1階	434.89	1,386.55		1,386.55
12	電磁流量計室	地上1階地下1階	34.21	261.97		261.97
13	送風機棟	地上2階地下1階	988.14	2,234.98		2,234.98
14	濃縮タンク棟	地上1階地下1階	1,802.26	2,857.47		2,857.47
15	機械濃縮棟					
16	算盤消化槽弁操作室	地上2階地下1階	391.21	454.90	休止中	454.90
17	第1水処理棟	地上2階地下1階	7,955.46	12,920.20	管理従事者常駐	12,920.20
18	第2水処理棟	地上2階地下1階	9,495.46	12,099.61		12,099.61
19	第3水処理棟	地上2階地下1階	11,717.89	14,673.64		14,673.64
20	今井戸川系雨水ポンプ場	地上2階地下1階	912.14	1,634.12		1,634.12
21	開閉所棟	地上1階	69.63	69.63		69.63
22	用水処理棟	地上1階地下1階	73.30	261.89		261.89
23	砂ろ過棟	地上2階地下1階	1,114.18	1,809.13		1,809.13
24	危険物倉庫(第2水処理棟南側)	地上1階	32.00	32.00		32.00
25	危険物倉庫 (機械濃縮棟西側①)	地上1階	36.00	36.00		36.00
26	危険物倉庫 (機械濃縮棟西側②)	地上1階	25.01	25.01		25.01
		延床面積合計(m2)		88,556		88,556

⑨業務用空調機設備定期点検業務

1. 遵守法令

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）

2. 目的

法令に基づく専門的な点検を行うものである。

3. 対象箇所

点検対象空調機器一覧表のとおり

4. 実施年度

令和 5 年度、令和 8 年度、令和 11 年度

5. 実施内容

- 1) 関係法令に基づき冷媒フロン類取扱技術者等によるフロン検知器を使った検査、計器の指示値を確認する方法で、フロン類の漏えいを検査する。
- 2) 作業計画書、工程表の作成
- 3) 報告書の作成

6. 履行条件等

- 1) 施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

点検対象空調機器一覧

管理番号	設置場所	名称	メーカー	形式		圧縮機	冷媒	数量
今池2	管理棟 3F	CPU室系統空調機	東洋キヤリア工業(株)	空冷式パッケージエアコン	50BL020	7.5kw×2	R-22	6.8kg(3.4kg×2)
今池7	第一水処理棟	事務室用空調機	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SRY15HAR	5.5kw×2	R-22	17.0kg(8.5kg×2)
今池12	第三水処理棟	電気室系統(1)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池13	第三水処理棟	電気室系統(2)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池14	第三水処理棟	電気室系統(3)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池15	第三水処理棟	電気室系統(4)	ダイキン	空冷ヒートポンプエアコン	SZVCP450PR	11.7 kw	R-410A	12.4 kg
今池18	砂ろ過棟	低圧電気室(1)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池19	砂ろ過棟	低圧電気室(2)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池20	砂ろ過棟	低圧電気室(3)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池21	砂ろ過棟	高圧電気室(1)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池22	砂ろ過棟	高圧電気室(2)	日立	空冷式パッケージエアコン	RP-J280A2BB3	7.5 kw	R-22	10.8 kg
今池57	汚泥処理棟	電気室系統(1)	日立	パッケージエアコン	RP-AP560HVP	12.8 kw	R-410A	17.6 kg

⑩管渠マンホール等点検業務

1. 目的

歩行者、車両等の安全を確保することを目的として、下水管渠用マンホール等の点検を実施する。

2. 実施年度

(1) マンホール蓋点検

各年度毎に1回とし、各年の10月～12月までの間に点検を実施する。

(2) スクリーン点検

各年度毎に2回(雨期前6月頃、雨期後11月頃)点検を実施する。

3. 点検対象箇所

幹線名	延長(m)	(1) マンホール蓋点検	(2)スクリーン点検
		箇所数	箇所数
今井戸東除川幹線	13,777	46	—
西除川右岸幹線	5,634	15	—
西除川左岸幹線	8,271	25	—
堺狭山幹線	9,241	49	—
今井戸東除川雨水幹線	4,832	27	—
西除川左岸雨水A幹線	3,651	20	—
西除川右岸雨水A幹線	1,000	2	—
西除川右岸雨水B幹線	1,404	4	1

4. 点検内容

(1) マンホール蓋点検

マンホール等の点検方法は外観目視点検とし、マンホールの開閉については行わないこと。

マンホールが車道上にあり、点検にあたり交通規制が必要な箇所については、歩道上等の安全な箇所からの遠方からの点検とし、下記(2)に示す鉄蓋の表面磨耗等当該マンホール設置場所でしか確認、計測できないものは省略とする。尚、異常個所を発見した場合は速やかに発注者に連絡を行うこと。

別添点検記録表に記載の判定項目について、マンホール蓋の状態の点検を行い、同記録表に基づき判定を行うこと。

※参考

点検及び報告書作成に要する日数は以下を見込んでいる。

作業名	作業日数
点検	4日
報告書作成	4.5日

(2) スクリーン点検

以下仕様のスクリーンについて、下表の項目の点検を実施し、異常の有無等の確認を行うこと。

形 式 フロート式スクリーン(1基)

形 状 W 2800mm × H 3430mm
 材 質 スクリーンバー SUS304(6×50)
 スクリーン枠 SUS304(65×65×6)
 フロート SUS304((400/ 700)×888×500×2.5)
 目 幅 141mm
 付属品 ウインチ SPW- 500(捲揚荷重500kg)
 ワイヤロープ SUS304 φ8
 その他部品一式

点検項目	点検内容
スクリーン全般	現況、発錆、腐食、損傷、変形
フ ロ ー ト	破損、損傷、変形
ヒ ン ジ 金 具	摩耗、損傷、給油状態、作動状態
緩 衝 材	損傷、変形、緩衝ゴムの摩耗・亀裂・劣化
ウ イ ン チ	損傷、変形、作動状態
ワイヤロープ	現状、油切れ、素線断線、損傷
シ ー ブ	摩耗、損傷、回転状態
構 造 全 体	作動、振動、異常音、片吊り
部 品 等	ボルト・ナット等の緩み、変形、脱落
そ の 他	必要と認められるもの

- ・点検により不具合箇所等を確認した場合は、速やかに監督職員に報告し、原因及びその対策を検討すること。なお、軽微なものについては受注者の負担にて修繕、調整を行うこと。
- ・点検には機能維持のための整備を含み、各可動部、駆動部等への給脂を実施すること。
- ・スクリーン施設全般の清掃を入念に実施し、ゴミ等が現場に残らないようにすること。また、清掃により集めたゴミは、監督職員の指示に従い、今池水みらいセンターに搬入すること。
- ・河川内の工事のため、事前に作業日と作業人数について報告すること。また、雨天時には作業を行わないこと。

5. 点検報告書

(1) マンホール蓋点検

別添点検記録書に点検結果を記入した業務報告書を提出すること。

(2) スクリーン点検

下記を記録した業務報告書を提出すること。

1)点検業務報告書

- 点検結果概要(所見)
- 点検記録(点検項目、判定、処置方法、整備内容等)
- 計測記録、運転記録等
- 交換部品等一覧表
- 要検討箇所報告(要検討箇所一覧、要検討箇所是正提案)
- 実施工程表

6. 点検記録写真

(1) マンホール蓋点検

写真撮影は、マンホール蓋毎の状況がわかるように撮る(遠景、近景各1枚)こと。また、施設に損傷がある場合は詳細に撮ること。

(2) スクリーン点検

着手前から完了後までの各工程の写真

7. 安全管理

(1)受注者は、労働安全衛生法、道路交通法及びその他関係法令を遵守し、作業時には、警察等の協議により交通誘導警備員を適切に配置すること。

(2)受注者は、速やかに関係官公署等に、作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

8. その他

当該業務の実施にあたっては、下水道管理技術認定試験(管路施設)の有資格者等の下にて行うこと。

＜点検記録表＞

[illegible]

全般：「有・無」の判定において、緊急又は早期に措置が必要なレベルは「有」を記載し、経過観察が必要なレベルは「無」を記載すること。

その場合、概要を所見欄に記載すること。※例：(1)②蓋に傷あり。

注1：特殊箇所→交差点（信号機設置箇所）・カーブ・坂道等、二輪車のスリップしやすい場所、歩道その他→歩道、植樹帯等

注2:「クラック」「欠け」の「有」とは蓋の破壊の恐れが有るものを対象とする。

注3：巡視（蓋開閉なし）の場合は「－」を記入すること。

注4:「機能しない」とは、ボール孔蓋が下がったままでもロック機構が機能していない状態等。

注5：段差が20mm未満の場合は「無」を記入し、所見欄に記載すること。※例：(6)②段差12mm

注6：蓋との段差が20mm以上又は蓋との段差の剥離等に進行する可能性がある場合は「大」＝「A」とし、それ以外は「小」＝「D」とする。

主7: (1)~(6)の最低ランクを記入する。(高)E台A(低)※記載は全角英字

⑪マンホール蓋清掃点検業務

1. 目的

出水期におけるマンホール蓋飛散事故等を防止するためにマンホール蓋の清掃点検を実施する。

2. 実施年度

令和7年度

3. 清掃点検対象箇所

幹線名	蓋(箇所)	
	φ 600	φ 900
今井戸東除川雨水幹線	22	9
西除川左岸雨水A幹線	9	11
西除川右岸雨水A幹線	2	0
計	33	19
合計	53	

4. 清掃点検内容

(1)流域幹線マンホールにおいて、大阪府都市基盤施設長寿命化計画の「下水道施設長寿命化計画」より下記の内容で点検を行いランク付けすること。

点検項目	点検内容
損傷劣化による判定	外観 ガタツキ 表面摩耗 腐食(蓋表面または裏面表示の亡失等)の有無 機能(浮上防止、かぎ構造、転落防止等)の作動不良の有無 その他(高さ調整部の損傷、蓋・枠間の段差 縁コンクリートの破損、埋没、ズレ等)

⑫管理棟外清掃業務

1. 目的

今池水みらいセンター管理棟及び汚泥処理棟内の汚れを除去することにより、各棟内の衛生的環境の確保、美観の維持、劣化の抑制を図り、快適な環境を維持することを目的とする。

2. 用語の定義

- (1) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。

3. 業務内容

本業務の内容は下記のとおりとする。

(1) 業務概要

①日常清掃

管理棟	1, 373.9㎡
-----	-----------

②定期清掃（ワックス塗布）

管理棟	1, 642.5㎡
-----	-----------

汚泥処理棟	409.1㎡
-------	--------

(2) 日常清掃

日常清掃作業は原則として、開庁日の午前8時から午後4時までに実施するものとし、執務及び来庁者の支障とならないよう実施すること。なお、閉庁日は土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12/29～1/3）とする。また、日常清掃は、開庁日毎日行う箇所と月1日行う箇所がある。但し、月1日行う箇所については月末最終開庁日に行うこと。

(3) 定期清掃

床面のワックス塗布については、管理棟については年2回（9月、3月）、汚泥処理棟については年1回（3月）実施するものとする。なお、作業日時は原則として、閉庁日に実施するものとし、詳細の日時については発注者と協議の上決定すること。

(4) 経費の負担

業務に必要な資機材は受注者が負担し、品質良好、清潔かつ最適なものを使用すること。

業務で使用する控室等は、発注者の業務に支障がない範囲で、業務期間中、管理棟2階清掃作業員控室（図面参照）を使用できるものとするが清掃等の使用上の管理及び毀損、汚損等の弁償は、受注者の責任とする。

なお、控室使用料等は平成23年3月22日付財活第2557号に基づき、下記に記す。

使用場所 : 管理棟 2 階清掃作業員控室 (図面参照)

使用面積 : 約 11 m²

控室使用料 : 免除

光熱水費 : 控室には電源はあるが、ガス、水道はない。電源についても作業に必要な理由以外には使用しないものとし、経費の徴収は行わない。

また、収集用のごみ袋は発注者が支給する松原市指定の袋を使用すること。

4. 注意事項

受注者は、日常及び定期清掃作業において、次の事項に留意し作業を実施するものとする。

(1) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、常に以下のことを行うこととする。

①業務を行う上で、発注者と協議した事項及び指示事項の確認

②業務に関する記録の確認及び検討

③業務を行う作業員に対する業務計画書に基づいた作業指示

④業務を行う作業員に対する業務上の安全対策等の周知徹底

(2) 作業に必要な資機材等を常備するものとする。

(3) 作業に直接使用する資機材等以外の物品を施設内へ搬入してはならない。

(4) 施設内において、書類の閲覧、複写等の行為をしてはならない。また、机の引出し、書類保管庫等を開閉してはならない。

(5) 作業の実施にあたっては、事務に支障のないよう注意し、作業上での衛生及び特に火気取締りを厳重に行うこと。

5. 作業項目及び作業内容

作業項目、頻度及び作業内容については下記及び別紙「清掃作業基準表」を基準とする。

(1) 床の清掃

作業項目	作業内容
除塵	○真空掃除機、フロアダスター又は自在ぼうきで丁寧に掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
水拭き	○床全面又は汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。
表面洗浄	○椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、適正な養生を行う。 ○床面の除塵を行う。 ○床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ○洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ○吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ○2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。 ○樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥する。 ○樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ○移動した椅子等軽微な什器をもとの位置に戻す。

(2) 床以外の清掃

作業項目	作業内容
フロアマット	除塵 洗浄 ○真空掃除機で吸塵する。 ○適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。
扉ガラス	部分拭き ○汚れの目立つ部分はタオルで水拭き又は乾拭きする。
什器備品	除塵 拭き ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 ○タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。
ごみ箱	ごみ収集 ○ごみを収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。
金属部分	除塵 ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。
壁	部分拭き ○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
窓台	除塵 拭き ○タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 ○タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。
便所面台のへだて及び扉	部分拭き ○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
洗面台・水栓	拭き ○スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。
鏡	拭き ○適正洗剤を用いて拭き、乾拭きして仕上げる。
衛生器具	洗浄 ○適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。
衛生消耗品	補充 ○トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。
汚物容器	汚物収集 ○内容物を収集し、容器の外面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。

作 業 項 目		作 業 内 容
流し台	洗浄	○中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、タオルで拭く。
厨芥容器	厨芥収集	○厨芥を収集する。 ○容器を中性洗剤で洗浄し、タオルで拭く。
エレベーター壁・扉・操作盤	部分拭き	○汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。
エレベーター扉溝	除塵	○真空掃除機で吸塵する。
階段手すり	拭き	○タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。

(3) ごみ収集

作業項目	作 業 内 容
運搬	各場所で集められたごみは、区別して集積所まで運搬する。
分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。
梱包	集められたごみは、適当な分量に梱包する。

⑬場内緑地除草外業務

1. 目的

本業務は、今池水みらいセンター（一般開放区域「虹の広場」及び「風の広場」を除く）において除草、樹木管理（刈り込み、剪定、薬剤散布等）を行うとともに、日常管理（美化維持等）を行うことにより、対象区域内の美化及び良好な環境を維持することを目的とする。

2. 業務概要

本業務の概要は下記のとおりである。（回数等詳細内容は作業数量集計表による）

（1）除草工

人力除草	3, 6 6 9 m ²
機械除草（肩掛式）	1 8, 9 3 1 1 0, 4 1 1 m ²
芝刈り	4, 1 6 1 m ²

（2）樹木管理工

樹木整枝（剪定）	7 0 7 本
刈り込み（中低木群植地）	3, 5 2 6 m ²
殺虫剤散布	1, 1 8 8 本
（中低木群植地）	3, 5 2 6 m ²
施肥	2 7 5 本
施肥（中低木群植地）	3, 5 2 6 m ²

（3）日常管理（一般開放区域を除く）

美化維持	2 0, 2 9 5 1 6, 6 9 7 m ²
------	---

（4）刈草等処分工

処分	1 4. 2 t
----	----------

3. 業務内容

本業務の内容は下記のとおりである。

（1）除草業務

①人力除草

群生地等、機械除草ができない場所に繁茂した雑草類を人力により除草するものである。

②機械除草

植え込み地等に繁茂している雑草類を草刈り機等の用具で地際より刈り取るものである。

③芝刈り

芝刈り機等により芝を芝高7cm以下に保つよう刈り込むものである。なお、刈込高は3～

5cm程度とし、繁茂した雑草類を引き抜くこと。

④集草、積込運搬

刈り取った雑草類を速やかに収集運搬するものである。ただし、芝刈り後はこれによらない。

(2) 樹木管理業務

①樹木整枝（剪定）

木々の形を整え見栄えをよくするものである。

②施肥

高木（3m以上）、中低木（3m未満）、群生地及び芝生の緑化効果の増進のため、施肥を行うものである。なお、肥料については発注者から支給するものとする。

③殺虫剤散布

高木（3m以上）、中低木（3m未満）、群生地に発生する病害虫を駆除するため殺虫剤を散布するものである。なお、殺虫剤については発注者から支給するものとする。

殺虫剤散布に当っては、事前に散布日時を発注者に通知するとともに所定の場所に掲示するものとする。散布作業においては必ず周囲に人がいないことを確認して実施するものとし、一般開放区域内での作業においては、作業区域を明示するなどより一層の注意を払うこと。

(3) 日常管理業務（一般開放区域を除く）

①美化維持

場内、及び周辺のゴミ、空き缶、落ち葉等の簡易な収集作業及び、清掃を行うものである。

(4) 刈り草（除草屑）及び剪定枝等の収集・運搬

収集した刈り草及び剪定枝等は、速やかに次条に規定する処分施設へ運搬すること。なお、運搬途中に積載物が飛散しないように十分な対策を施すこと。

4. 刈り草等処分

各作業において発生する刈り草等については、作業後すみやかに処分場へ運搬するものとする。ただし、適正に管理できる場合は、減容化を行った上で運搬すること。処分先は下記の処分場とし、その規定に従い搬入するものとする。

なお、事前手続きについては受注者において行うものとし、処分の際には処分場の計量票（写し）等の処分が確認できる書類を提出すること。

処分先：堺グリーンリサイクルセンター

所在地：堺市美原区菅生9 2 3 番地

5. 注意事項

(1) 除草及び樹木管理業務

①作業時には、必要に応じて全体または一部の立入禁止等、周辺の安全確保に留意すること。

②使用する機器等は全て受注者が持参し、当該機器の使用にあたっては、発注者の許可を受

けること。

- ③各作業の時期については、緑化効果を十分に発揮できるものとし、発注者と打ち合わせを行うこと。
- ④火気を使用する作業等がある場合については、予め消防計画を定め、業務計画書に記載し提出すること。

(2) その他の事項

- ①処分量が設計数量を上回る恐れがあるときは、事前に発注者へ報告し協議を行うものとする。なお、発注者の協議及び承諾なく処分（搬入）を行った結果、設計数量を上回ったときは、業務の対象外とし、受注者の責任において自己処理するものとする。
- ②粗大ごみ（自転車、廃タイヤ等）、家電リサイクル対象物（テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機）等は、随時、発注者に報告を行い、その対処方法について発注者と協議すること。
- ③本業務において、施設等に損傷を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任により応急措置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。
- ④作業終了後、発注者が不適と判断した場合は、その部分について手直しを行うこと。

6. 経費の負担

- 1)本業務に必要なものは全て受注者において準備するものとする。但し、次のものについては発注者の負担とする。
 - (1) 作業用電源
 - (2) 作業用水（センター内に設置している下水処理水供給水栓より）
 - (3) 樹木管理用肥料
 - (4) 樹木散布用殺虫剤
- 2)業務処理に必要な作業場所、除草用具置場は、業務期間中、発注者が指定する場所を使用できるものとするが、清掃等使用上の毀損、汚損等の弁償は受注者の責とする。
- 3)その他の場所を使用したい場合は、発注者と協議すること。なお、使用料については免除する。
- 4)受注者は、上記作業場所等について、配置図面（面積・期間）等、管理に必要な書類を整え、事前に発注者に提出するものとする。

7. 提出書類

作業終了後は、作業の実施内容等を記載した業務日報、作業図面及び業務月報、写真、その他必要な書類を提出すること。

8. 疑義

本業務に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。